

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十三年度分の総額の特例として、三百九十一億円を加算するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を千百七十三億六千百五十万八千円増額する。

二、一の借入金のうち、三百九十一億三千五十七万九千円については、その償還金に相当する額を平成十九年度から平成二十八年度までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとする。

三、平成十四年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例について所要の改正を行う。

四、本法律は、公布の日から施行する。